

ICYE ジャパン「国際ワークキャンプ」参加条件書

本プログラムへのお申込み・ご参加は下記条件によりお受けいたします。お申込みいただく前にこの条件書とプログラム資料掲載内容を必ずお読みください。

(注)プログラムとは「国際ワークキャンプ」の企画の総称であり、プロジェクトは現地でのボランティア活動を意味します。

第1条 本参加条件書の意義

本参加条件書は、契約書面の一部となります。

第2条 参加資格

特定非営利活動法人 国際文化青年交換連盟 日本委員会（以下、ICYE ジャパン）の定める条件を満たしている方
本プログラムの趣旨、運営方法を十分理解する方

第3条 契約

- このプログラムは、現地受入団体が企画・実施し、ICYE ジャパン(東京都新宿区北新宿 1-7-21 高澤ビル901号室)が参加に必要な手続きをおこなうものです。このプログラムの参加者はこの条件書に同意し、ICYE ジャパンと契約を締結することになります。なお、全てのプロジェクトは、現地(海外)発着となります。
- ICYE ジャパンは参加者の依頼により、現地受入団体等の実施するプログラムに関するサービスの提供を受けることができるよう取次することを引き受けます。
- プログラムの内容・条件は、パンフレットまたは ICYE ジャパンの WEB サイトにおいて記載したもの、本参加条件書、出発前にお渡しする最終案内書面、および現地受入団体等が定める規則によります。

第4条 お申込みと契約の成立時期

- 必要事項が全て入力されたオンラインデータ登録、全て記載された申込書類、および参加費を添えて、ICYE ジャパンの定める締切日までにお申込みいただきます。また、お申込みは ICYE ジャパンが申込必要書類と参加費を受領したときに成立するものといたします。

参加費	60,000 円	ICYE メンバー・校在学中の方	55,000 円 (5,000 割引)
-----	----------	------------------	---------------------

- お申込みに必要なオンライン登録・申込み書類と申込金の受領が確認できない時点では、お申込みは完了しておらず、申込締切までに完了されない場合、ICYE ジャパンはお申込みがなかったものとして取り扱います。
- 申込書に記載の希望内容は全て参加意思があるものとみなし、手続きをいたします。
- 活動内容や派遣先、健康状態等により、別途書類を提出していただく場合があります。
- プロジェクトへの参加可否は、オンライン登録内容・申込書類記載内容等を基に、現地受入団体等の判断により決定された後、予約確定となります。
- ICYE ジャパンが参加者の参加を確定する通知(「参加決定通知」)を発した時に、契約が成立します。
- ご希望のプロジェクト・コースが全て満席で申込みを取消す場合は、入金された費用の全額を返金いたします。

第5条 お申込み条件

- 学生の方は保証人の同意が必要です。
- 参加者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、参加をお断りする場合があります。
- 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などは、その旨をお申込み時にお申し出下さい。お申込み後の発症の場合は、発症後直ちにお申し出下さい。この場合、参加者からのお申し出に基づき ICYE ジャパンが参加者のために講じた特別な措置に要する費用は、参加者の負担となります。なお、医師の診断書を提出していただく場合があります。

第6条 参加条件

以下の事由に合致しない場合は、参加をお断りします。

- (1) 心身ともに健康でプログラム参加に適すること。
*現地事情や関係機関等の状況などにより、プロジェクトの安全かつ円滑な実施のために、負担の少ない他のプロジェクトをお勧めするか、あるいは参加をお断りする場合があります。
- (2) 年齢、英語力、資格、技能その他の条件が ICYE ジャパンの指定する条件に合致すること。
- (3) 申込みの全日程に参加すること。参加者の都合による別行動は、原則としてできません。
*全日程への参加が不可能な場合に伴う変更および取消は、参加者の都合によるものとみなし、第 15 条および第 16 条に基づき、取消料規定の適用となります。
- (4) ICYE ジャパンの指定の方法で、指定の海外旅行保険へ加入すること。
 - ・ 保険期間はプログラム参加のために自宅を出発してから帰国後帰宅するまでの全期間が補償されるように加入していただきます。
 - ・ ICYE ジャパンの定める日までに保険の加入手続きが完了しない場合、本プログラムへの参加を取消す場合があります。この場合の取消は参加者の自己都合によるものとみなし、取消料規定の適用となります。
 - ・ 同保険への加入を参加条件とすることにより渡航期間中の参加者のケガ・病気・盗難・その他災害にかかわる費用を ICYE ジャパンが負担・補償するものではありません。
*海外旅行保険については、ICYE ジャパンの保険取扱代理店、株式会社オルタナティブツアーにお問い合わせください。
- (5) 日本出発日およびプロジェクト開始日までに必要な手続きが完了できること。
- (6) 参加目的が適切であること。

第6条 参加決定通知と最終案内書面の送付

1. ICYE ジャパンは、予約確定後、速やかに参加者に郵送または電子メールにて参加決定通知を発送いたします。
2. ICYE ジャパンは、保険の加入・入金・必要書類の提出等、参加者による全ての手続きが完了したことを確認した後、遅くともプロジェクト開始日の 3 日前までに最終案内書面を郵送または電子メールにて送付いたします。
3. ICYE ジャパンから参加者に送付する書類(参加決定通知書、最終案内書面等)は郵送の場合は、全て日本の住所にのみ送付いたします。
4. ICYE ジャパンは、集合時刻・場所等に関する情報を参加決定通知または最終案内書面にて、参加者にお知らせします。
5. 日本出発前に必ず全ての書類を入手できるよう、余裕をもって手続きを済ませてください。
6. ICYE ジャパンから送付の書類は全て、熟読していただきます。

第7条 お支払い

1. 参加費用は ICYE ジャパンが指定する期日までにお支払いいただきます。

第8条 参加費用に含まれるもの

参加費用料金表に明示した ICYE ジャパン 手続代行手数料・事務所経費、プロジェクト参加費(滞在費・移動費・食費等)および税・サービス料金などを含みます。

*詳細は WEB サイト内、参加費用料金表「参加費用に含まれるもの」を参照してください。

*上記費用は、参加者の都合により一部利用されなくても、原則として払い戻しはいたしません。

第9条 参加費用に含まれないもの

「参加費用に含まれるもの」のほかは参加費用に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

*詳細は WEB サイト内、参加費用料金表「参加費用に含まれないもの」を参照してください。

- (1) 航空運賃、空港施設使用料・空港税、運送機関が課す付加運賃・料金(例: 燃油サーチャージ)、超過手荷物料金等またはこれに類する諸税・料金等。

- (2) プロジェクト開始前・終了後の一切の費用。
- (3) クリーニング代、電報電話料、チップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- (4) 渡航手続関係諸費用(旅券印紙代・査証料・予防接種料金・渡航手続代行料金)。

第10条 参加費用の額の変更

ICYE ジャパンは契約締結後には、次の場合を除き参加費用の変更は一切いたしません。

- (1) 現地受入団体等の都合によりプロジェクトの参加費用が変更された場合。
- (2) 著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときや、大幅な為替レートの変動があった場合。
*参加費用を変更するときは、プロジェクト開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前に、参加者に通知いたしません。

第11条 プログラム

1. このプログラムは、プロジェクト開始日に集合してから、プロジェクト終了後解散するまでです。集合前と解散後は、参加者自身での手配となります。空港での出迎え、ICYE ジャパンの引率などはありません。
2. 具体的な活動内容や活動場所は事前には分からず、詳細は現地でご案内されます。またプロジェクト開始後に日程や活動内容が天候や派遣先の理由等で変更になる場合もあります。
3. 現地受入団体は安全を第一にし、参加者の能力や経験、他の参加者とのバランスを考慮しながらプロジェクトを実施します。
4. 複数人の同一国籍の参加者が同じボランティア先で活動する場合があります。
5. 使用言語は原則英語です(プロジェクトによっては現地の言語を共通語と定めていることもあります)
6. プロジェクト期間中は現地受入団体がプロジェクトを管理・運営します。
7. プロジェクト期間中は現地受入団体のリーダーが、参加者の安全を第一にプロジェクトを遂行します。
8. 現地団体の都合等により、プロジェクトの日程および仕事内容や宿泊場所が、ICYE ジャパンの WEB サイト及び資料に記載されている内容から予告なしに変更されることがあります。この場合、内容変更に基づく必要経費は参加者の負担となります。

第12条 プログラム開始前の契約の解除・払い戻し

1. 参加者の解除権と払い戻しについて以下のとおりとします。
 - (1) 参加者は次表に記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも契約を解除することができます。契約解除日とは、参加者からの参加取消書面を ICYE ジャパンが確認した日をさします。契約解除の申し出は、営業時間内にお受けします。

契約解除の日	取消料
契約成立以降の解除、又は無連絡不参加	参加費用の 100%

- (2) 取消される場合、必ず参加取消フォームを提出していただきます。
- (3) 本項(1)により契約が解除されたときは、既に收受している参加費用から所定の取消料を差し引き、払い戻しをいたします。取消料が既に收受している金額でまかなえないときは、その差額をいただきます。
- (4) 払い戻しが発生する場合は参加者指定の口座に返金されます。返金先は日本国内の口座に限ります。
- (5) 参加者の都合により払い戻しが生じる場合の口座への振込手数料は、参加者負担となります。
- (6) ICYE ジャパンの責任とならない渡航手続上の事由に基づき取消しをする場合も、所定の取消料をいただきます。

2. ICYE ジャパンの解除権について以下のとおりとします。

- (1) 以下の事由により ICYE ジャパンは契約を解除することがあります。このとき、本条第 1 項(1)に規定する取消料を参加者にお支払いいただきます。
 - ① ICYE ジャパンの指定する期日までに必要な書類の提出と入金を確認できない場合。
 - ② ICYE ジャパンからの連絡に対し参加者から 2 週間以上にわたり回答が得られない場合。
 - ③ 参加者が ICYE ジャパンに届け出た情報に虚偽あるいは重大な遺漏があることが判明した場合。
 - ④ 参加者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
 - ⑤ 参加者が病気、怪我、その他の事由により、当該プロジェクトに耐えられないと認められたとき。
 - ⑥ 参加者が他の参加者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
- (2) 以下のような ICYE ジャパンの責によらない事由の場合、ICYE ジャパンは契約を解除することがあります。このとき、本条第 1 項(1)に規定する取消料を参加者にお支払いいただきます。
 - ① 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の ICYE ジャパンの関与し得ない事由が生じた場合において WEB サイトに記載した内容に従ったプログラムの安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (3) 次の項目に該当する場合、ICYE ジャパンは契約を解除することがあります。このとき、既に収受している参加費用の全額を払い戻しいたします。
 - ① 現地受入団体等の都合によりプロジェクトが中止になったとき。
*この場合プロジェクト開始日の前日から起算してさかのぼって 3 日目にあたる日より前にプロジェクト中止の通知をいたします。
 - ② ICYE ジャパンがあらかじめ明示したプログラム実施条件が現地受入団体等の事由により成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - ③ そのほか ICYE ジャパンが本プログラムの運営上やむを得ない事由があると認めた場合。

第13条 プログラム開始後の契約の解除・払い戻し

1. 参加者の解除権と払い戻しについて以下のとおりとします。

- (1) 参加者の都合により途中で離脱された場合は、参加者の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- (2) プロジェクト開始後であっても、参加者の責に帰さない事由により WEB サイトに記載したサービスの提供を受けられない場合には、参加者は、取消料を支払うことなく当該不可能になったサービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
- (3) 本項(2)の場合において、ICYE ジャパンは参加費用のうちサービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。ただし、当該事由が ICYE ジャパンの責に帰すべき事由によらない場合においては、払い戻すべき金額から、ICYE ジャパンが当該サービスに対して取消料・違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いたものを参加者に払い戻しいたします。

2. ICYE ジャパンの解除権について以下のとおりといたします。

- (1) プロジェクト開始後であっても、ICYE ジャパンは次に掲げる場合においては、参加者にあらかじめ理由を説明して契約の一部を解除することがあります。
 - ① 参加者が病気、怪我、その他の事由により、プロジェクトの継続に耐えられないと認められるとき。
 - ② 参加者がプロジェクトを安全かつ円滑に実施するための現地受入団体や派遣先の指示への違背、これらの者又は他の参加者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該プロジェクトの安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の ICYE ジャパンの関与し得ない事由が生じた場合において、プログラムの継続が不可能となったとき。
 - ④ その他現地受入団体等が不適切と認めたとき
- (2) 解除の効果及び払い戻しについて以下のとおりといたします。
 - ① 本項(1)の③に記載した事由により ICYE ジャパンが契約を解除したときは、ICYE ジャパンが現地受入団体等に対して取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これを参加者の負担といたします。

- ② 本項(1)の①②④に記載した事由で ICYE ジャパンが契約を解除したときは、一切の払い戻しをいたしません。
- (3) ICYE ジャパンが本項(1)の規定に基づいて契約を解除したときは、ICYE ジャパンとお参加者との間の契約関係は、将来に向かってのとします。

第14条 参加費用の払い戻しの時期

1. ICYE ジャパンは、参加者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、プロジェクト開始前の解除による払い戻しにあつては、解除の翌日から起算して 20 日以内に、プロジェクト開始後の解除による払い戻しにあつては、プロジェクト終了日の翌日から起算して 30 日以内に、参加者に当該金額を払い戻しいたします。
2. 本条第 1 項の規定は、第 15 条 (ICYE ジャパンの責任と役割) 又は第 16 条 (参加者の責任) で規定するところにより、参加者又は ICYE ジャパンが損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

第15条 ICYE ジャパンの責任と役割

1. 本プログラムにおける ICYE ジャパンの役割は、参加手続きの代行、海外旅行保険の案内と加入の確認、フライトスケジュールの確認、および最終案内書面の送付をもって完結します。
2. 次に例示するような ICYE ジャパンの責によらない事由により、参加者が損害を被られた場合においては、ICYE ジャパンは一切責任を負いません。
 - (1) パスポート、査証等を取得できず渡航できなかった場合、および渡航国で入国を拒否された場合。
 - (2) 参加者が日本および渡航国の法令や公序良俗に反した場合。
 - (3) 現地受入団体等もしくは派遣先のルールに反する行動をとった場合。
 - (4) 現地受入団体等の求めるものを準備せず参加できない場合。
 - (5) 集合時間に間に合わなかった場合。
 - (6) 現地受入団体等の合理的な判断によるプログラム日程、内容の変更もしくはプロジェクトの中止。
 - (7) 天災地変、戦争、暴動、ストライキなどによる不慮の事態、その他不可抗力により生じるプロジェクト日程、内容の変更もしくはプログラムの中止。
 - (8) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病、感染症による隔離、またはこれらによって生じるプロジェクト日程、内容の変更、プログラムの中止。
 - (9) 事故、疾病、感染症、食中毒、盗難などを理由に参加できない場合。
 - (10) 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害。
 - (11) 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じるプロジェクト日程、内容の変更もしくはプログラムの中止。
 - (12) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じるプログラム日程、内容の変更・目的地滞在時間の短縮。
 - (13) 自由行動中の事故。
3. ICYE ジャパンは契約の履行にあたって、ICYE ジャパンの故意又は過失により参加者に損害を与えたときは、参加者が被った損害を賠償します。ただし損害発生の日から起算して 2 年以内に ICYE ジャパンに対して通知があった場合に限りです。

第16条 参加者の責任

1. 参加者は、ICYE ジャパンから提供された情報を活用し、参加者の権利義務その他のプログラム内容について、理解するよう努めなければなりません。
2. 参加者は、プロジェクト開始後において、万が一お申込み条件と異なる内容が提供されたと認識したときは、現地において、速やかにその旨を現地受入団体等に申し出なければなりません。
3. 現地受入団体等はプロジェクト期間中、参加者が疾病、感染症、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが現地受入団体等の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は参加者の負担とし、参加者は当該費用を、現地受入団体等が指定する期日までに現地受入団体等が指定する方法で、支払わなければなりません。

4. 渡航国の法令、公序良俗に従っていただきます。
5. 参加者はプロジェクト期間中、プログラム参加者として行動するときは自由行動時間中を除き、プロジェクトを安全かつ円滑に実施するため現地受入団体等や派遣先等の指示・ルールに従っていただきます。
6. 参加者の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくは参加者が ICYE ジャパンの規定を守らないことにより、ICYE ジャパンが損害を受けた場合は、ICYE ジャパンは、参加者に損害賠償を請求いたします。

第17条 個人情報の取扱い

1. ICYE ジャパンは「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関連法令等を遵守いたします。詳しくは ICYE ジャパンの WEB サイトをご覧ください。
2. 個人情報は緊急事態への対応等、必要な場合に限り、関連機関からの求めに応じて提供する場合があります。
3. ICYE ジャパンは、取得した個人情報について、参加者との連絡のために利用するほか、参加者がお申込みのプロジェクトにおいて手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用し、また、現地受入団体等及び保険会社、手配代行者に対し、電子的方法で送付することにより提供いたします。その他、1.ICYE ジャパンの取り扱うプログラムのご案内、 2.プログラム参加後のご意見やご感想の提供のお願い、3.帰国後アンケートのお願いに、参加者の個人情報を利用させていただくことがあります。

第18条 その他

1. 本プログラム参加にあたり、参加者の自己管理、自己責任、積極性、主体性、柔軟性、および協調性が求められます。
2. 航空券、査証、プロジェクト期間外の宿泊や交通機関等、自身で手配された申込み条件は、お申込みされた業者の規定によります。それらは全て自身の責任において決断・行動されるものです。
3. 渡航先(国・または地域)や都市の情報はご自身で収集していただきます。
4. 参加者の個人的な諸費用、参加者の怪我、感染症、疾病等の発生に伴う諸費用、参加者の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用は、参加者に負担していただきます。
5. この参加条件は 2022 年 5 月 1 日以降にお申込みされる方に適用されます。

この参加条件書は 2022 年 5 月の基準に基づきます。

Copyright (C) International Culture Youth Exchange Japan Committee. All rights reserved.